

議第257号から議第276号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成26年2月14日提出

京都市長 門川大作

議案番号	損害賠償額 円	事 故 の 概 要	
		被 害 者	損 害 の 程 度
257	2,903,897		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
258	2,631,568		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
259	2,170,606		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
260	2,032,491		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
261	2,031,789		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
262	1,866,295		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等

2 (議第257号～議第276号)

263	1,703,959		建物の1階及び外 構並びに家財等の 損傷等
264	1,620,700		建物の1階及び外 構並びに家財等の 損傷等
265	1,592,410		家財等の損傷等
266	1,468,009		建物の1階及び外 構並びに家財等の 損傷等
267	1,081,500		車両の損傷
268	864,350		家財等の損傷等
269	864,350		家財等の損傷等
270	864,350		家財等の損傷等
271	864,350		家財等の損傷等
272	864,350		家財等の損傷等

273	821,747		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
274	802,635		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
275	641,508		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
276	559,450		家財等の損傷等

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。